

手数料の新設について

令和4年12月
厚木市農業協同組合

平素は当組合をお引き立て賜り、誠にありがとうございます。

この度、手数料を新設しますので下記のとおりお知らせいたします。今後も組合員・利用者の利便性向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 新設手数料について

(1) 通帳発行手数料

デジタルチャネルの拡充に取り組むとともに、環境への配慮を目的とし、紙で発行する通帳について発行に伴う手数料を新設いたします。

対象口座	令和5年4月3日(月)以降に新規開設する、普通貯金口座(総合口座含む)・貯蓄貯金口座で通帳を発行(通帳レス口座からの切替を含む)する口座を対象とします。
手数料金額	1,100円(税込)／冊
対象となるお客様	18歳以上65歳未満の個人のお客様を対象とします。 ※組合員、18歳未満または65歳以上の個人、法人、団体のお客様は対象外となります。
備 考	新規口座開設時に手数料を徴収させていただきます。 ※通帳繰越の際は手数料をいたしません。

※紛失等による通帳の再発行は、本手数料の対象外となり別途定める再発行手数料が必要となります。

(2) 電子交換手数料

全国銀行協会が設立した「電子交換所」の運用開始に伴い、電子交換所による取扱いとなる手形・小切手等の受け入れに関して手数料を新設いたします。

新設日	令和5年4月3日(月)
取扱項目	取立手数料
手数料金額	660円(税込)／件
備 考	原則、手形や小切手等は全て電子交換となります。

以 上